**【新型コロナウイルスにかかわるお知らせ】　　　　11月1日変更版**

**京都府では9月末で緊急事態宣言が解除され、さらに10月22日からは時短営業や酒類提供等の要請も全面解除されました。現在、新規感染者数は減少傾向が続いておりますが、ライトハウス朱雀としては、感染再拡大を防ぐために、段階的に緩和を行っていくことにしております。**

**11月1日より段階的に緩和する内容については以下の通りです。**

**＊アクリル板越し面会については親族の方に加えて、友人、知人の方との面会を再開します。**

**＊外出については、近隣の決められた店舗からさらにエリアを拡大（飲食を伴う外出や混雑する場所への外出を除く）し外出の範囲を広げます。**

**今後も感染状況を確認しながら、さらなる緩和も検討していきますが、新規感染者が増加するような事態となれば、再び面会や外出の規制をすることもありますので、皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。**

**ご不明点は下記までお問い合わせください。**

**ライトハウス朱雀**

**TEL：075-803-1739**

**担当：木原智徳・松尾昇一郎**